

新監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和6年10月2日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 飯 塚 孝 子  
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和6年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（令和6年7月4日新監査公表第3号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>秋葉区役所地域総務課は、新津地域交流センターの一部を秋葉区社会福祉協議会等に貸付又は使用許可しているが、確認できる範囲で平成29年度から令和4年度までの間、貸付等にかかる光熱水費実費の徴収金額を誤っていた。</p> <p>行政財産の貸付等にかかる光熱水費の実費徴収については、平成26年度に新たに制定された新潟市公有財産事務取扱要領に定められており、電気料金は、施設全体の料金から基本料金を除いて算定すべきところ、本案では基本料金を含めたまま算定し、ガス料金は、従量料金単価に推定使用量に乗じて算定すべきところ、本案では施設全体の料金を推定使用量と施設全体の総使用量の割合により按分して算定し、その結果、合計519,334円を過大に徴収していた。また、上下水道料金の実費を徴収しなければならなかったところ、これを怠り、その結果、126,543円が未徴収となっていた。</p> <p>なお、過徴収額から未徴収額を差し引いた392,791円を、令和6年1月18日に貸付等の相手方に還付している。</p> <p>これら一連の事務処理の誤りは、同課が長期にわたり事務処理の根拠となる同要領を確認することなく、安易な前例踏襲により事務を執行していたことが原因である。令和2年度第2期定期監査で本案と同様の誤りが指摘事項として検出されたことを受け、令和3年2月8日付財務部財産活用課長名で光熱水費の実費徴収について再確認するよう注意喚起する文書が発出された。このことを同課は承知していたにもかかわらず、従前から使用していた光熱水費実費の算定シートが間違っていないと思い込み、自らの事務処理を一切顧みることなく、誤った事務処理を継続していた。その結果、光熱水費実費の徴収金額を誤った期間がさらに長期化し、貸付等の相手方に対し、大きな損失を与えることになった。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、同課は本案を真摯に受け止め、安易に前例を踏襲することなく、ときに疑念をもって原則に立ち返り、常にその根拠を再確認しながら、法令等を遵守した適正な事務の執行を徹底するよう求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>秋葉区役所 地域総務課</p>	<p>平成29年度から令和4年度までの光熱水費を適正に算定し、過大に徴収していた519,334円から未徴収額126,543円を差し引いた392,791円を、令和6年1月18日に貸付等の相手方に還付した。</p> <p>(令和5年4月18日～令和6年1月18日)</p>	<p>覚知日以降、過去の光熱水費の実費徴収の算出方法について確認を行った。また、当課において光熱水費実費を徴収している案件について総点検を行い、事務誤りがないことを確認した。</p> <p>再発防止措置として、実費徴収額を算出する際には「新潟市公有財産事務取扱要領」を担当職員とそれ以外の職員とで確認することとし、また要領の理解度が職員間で差が生じないように実費徴収する時期に要領の勉強会を開催し、当該事例について所属内で情報共有した。</p> <p>(令和5年4月18日～令和5年10月4日)</p>
	<p>【制度所管課】 財務部 財産活用課</p>	<p>今回の指摘事項に関する報告を事前に受けており、毎年実施している財産管理事務研修の案内文の中で、光熱水費の実費徴収についての適切な事務執行について、あたらめて周知を行った。</p> <p>(令和6年5月29日)</p>	<p>令和7年1月下旬実施予定の研修の際には、令和6年5月の案内文書同様に個別に注意喚起を行うとともに、受講の徹底や組織全体への周知を呼びかける。</p> <p>(令和7年1月)</p>